「おいしい生活おまえざき」の参加者を募集します

毎年好評の食と健康の講座を開催します!生活習慣を見直して健康な生活を送りましょう♪ さらにパワーアップした健康講座に、みなさんもぜひ参加してみませんか?

内容	日 時	場所	講師
① 高血圧予防と減塩のポイント ② (同じ内容を場所を変えて実施)	8月 2日(水) 10:00~11:30	市役所西館	株式会社杏林堂薬局管理栄養士
	8月10日休) 10:00~11:30	白羽地区センター	
③ 高血圧予防の食事 (①②参加者限定特別講座)	8月17日休 10:00~11:30	浜岡健康センター	管理栄養士
④ 糖尿病予防の食事&運動	9月 4日(月) 10:00~11:30	市役所西館	管理栄養士・理学療法士
⑤ 腎臓病予防	10月12日休) 9:30~13:00	浜岡健康センター	管理栄養士
⑥ 大人の作法教室	11月 8日(水) 9:30~13:00	浜岡健康センター	作法講師
⑦ メタボ対策の食事&運動	12月 8日倫 10:00~11:30	浜岡健康センター	株式会社杏林堂薬局管理栄養士 理学療法士

※どれか1つだけの参加も可能です。 ※③、⑤、⑥は調理実習があります。

対 象 市内在住の18歳以上の男女

参加費 ③、⑤、⑥ 300円 ※それ以外は無料

定 員 各回20人程度

申込方法 照会先へ電話で予約

申込期間 それぞれ開催日の2週間前まで。

定員となり次第、受付終了となります。

照 会 健康づくり課 ☎0537851123

私有地から張り出した樹木などは 所有者が責任を持って管理してください

私有地から道路上に張り出した樹木などは、日常的な雨や 風の影響で枝が折れたり、垂れ下がったりすることがありま す。これらは、歩行者や自動車の視界などを妨げ、重大な事 故の原因となる恐れがあります。道路上に張り出した樹木な どの維持管理も土地所有者の義務です。

なお、張り出した樹木などにより事故が発生した場合は、 土地所有者が賠償責任(民法717条)を問われる可能性があ ります。道路通行者だけではなく、自分自身も守るために、 私有地から樹木などが張り出している場合は、ご自身の責任 で伐採をお願いします。

事故を未然に防ぎ、安全に道路を通行できるよう、皆さん のご理解とご協力をお願いします。

※民法717条…「土地の工作物の占有者及び所有者の責任」

国道・県道に関する問い合わせ先 袋井土木事務所維持管理課 ☎0538423215



市道に関する問い合わせ先 建設課 ☎0537851122